

平成 2 3 年度第 1 回瑞穂町廃棄物減量等推進審議会 会議録	
1 日 時	平成 2 3 年 7 月 2 7 日 (水曜日) 1 3 時 3 0 分 から 1 5 時 0 0 分 まで
2 場 所	みずほリサイクルプラザ 2 階研修室
3 出席者及び 欠席者	(審議会委員) 出席者：鳥海会長、根岸副会長、天沼委員、塩澤委員、田中委員、古川委員、臼井委員、坂内委員 欠席者：小林委員 事務局：田辺住民部長、玉垣環境課長、町田清掃係長、清掃係寺島
4 議 題	(1) 正副会長の選任 (2) 町長からの諮問 (3) 事務局からの報告 (4) 瑞穂町一般廃棄物処理基本計画の策定について (5) その他
5 傍 聴 人	なし
6 配布資料	次第 瑞穂町廃棄物減量等推進審議会委員委 嘱・辞令交付式及び平成 2 3 年度第 1 回 瑞穂町廃棄物減量等推進審議会次第 (A 4 1 枚) 資料 1 瑞穂町廃棄物減量等推進審議会について (A 4 1 枚) 資料 2 瑞穂町廃棄物減量等推進審議会委員名簿 (A 4 1 枚) 資料 3 瑞穂町廃棄物の処理及び再利用の促進に 関する条例 (A 4 両面 7 枚)

(議題 1)

正副会長の選任

(会議内容)

(司会者)
環境課長

議題(1)「正副会長の選任」についてお諮りします。

今回の審議会は、委員の皆様すべて、平成23年6月1日からの委嘱及び任命であります。

よって、「瑞穂町廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例施行規則第3条第1項」の規定により、正副会長の互選が必要であります。

お諮りします。会長の選任について、どのような方法がよろしいでしょうか。

(村田委員)

推薦がいいと思います。

(司会者)

では、推薦の方法により選出したいと思います。それでは、会長の推薦についてご意見をお願いします。

(村田委員)

長年の行政での経験もありなので、鳥海委員がいいと思います。

(司会者)

村田委員から鳥海委員の推薦がありましたが、ご異議ありませんか。

(各委員)

異議なし。

(司会者)

それでは、異議なしと認め、鳥海委員を会長に決定させていただきます。

就任のごあいさつをお願いいたします。

(鳥海会長)

<挨拶(略)>

(司会者)

副会長の選出についてお諮りします。

副会長の選任について、どのような方法がよろしいでしょうか。

(村田委員)

推薦がいいと思います。

(司会者)

では、推薦の方法により選出したいと思います。それでは、副会長の推薦についてご意見をお願い

<p>(田中委員)</p> <p>(司会者)</p> <p>(各委員)</p> <p>(司会者)</p> <p>(根岸副会長)</p>	<p>いします。</p> <p>根岸委員がいいと思います。</p> <p>田中委員から根岸委員の推薦がありましたが、ご異議ありませんか。</p> <p>異議なし。</p> <p>それでは、異議なしと認め、根岸委員が副会長に決定させていただきます。</p> <p>就任のごあいさつをお願いします。</p> <p><挨拶(略)></p>
<p>議題(2)</p> <p>「町長からの諮問」</p>	
<p>(会議内容)</p>	
<p>(司会者)</p> <p>(石塚町長)</p>	<p>今年度、当審議会に対して、町長より諮問事項がございますので、町長より、鳥海会長へ諮問書の引渡しをお願いいたします。</p> <p><鳥海会長へ諮問書を引渡し></p> <p>*諮問書については、別添の資料を参照。</p>
<p>議題(3)</p> <p>事務局からの報告</p>	
<p>(会議内容)</p>	
<p>(鳥海会長)</p> <p>(事務局)</p>	<p>議題(3)について、事務局より資料の説明を求めます。</p> <p><配布した資料の確認・簡易的な内容説明></p> <p>(資料の確認)</p> <p>(資料の説明)</p> <p>*ただし、資料6については議題(4)で使用するものであるため、後ほど説明する。</p>

<p>議題（４）</p> <p>瑞穂町一般廃棄物処理基本計画の策定について</p>	
<p>（会議内容）</p>	
<p>（鳥海会長）</p>	<p>議題（４）について、事務局より資料の説明を求めます。</p>
<p>（事務局）</p>	<p>ご説明いたします。</p> <p>先ほど、町長から諮問がありました、諮問第１号「瑞穂町一般廃棄物処理基本計画」の内容について、ご説明した資料がこちらです。</p>
<p>* 資料 6</p>	<p>資料 6 「一般廃棄物処理基本計画の策定について」をご覧ください。</p> <p>先ほどの諮問にしたがい、本年度の審議会の主題として、「一般廃棄物処理基本計画の策定」があげられます。</p> <p>そこで、この第１回目の審議会では、まず「一般廃棄物処理基本計画」とは何なのか、そして、今まで瑞穂町ではどのように基本計画を策定してきたのか、さらに、なぜ本年度新たに策定しなければならないのか、の３点を中心にご説明したいと思います。</p>
<p>* １ ページ 目を説明</p>	<p>それでは、資料 6 の 1 ページ目をご覧ください。</p> <p>こちらの「1 一般廃棄物処理基本計画について」という段落に、「一般廃棄物処理基本計画とは何なのか？」についてまとめてありますので、そのままお読みします。</p> <p>「市町村は・・・となります。」（資料をそのまま読み上げる）</p> <p>つまり、市町村のごみ処理行政の基本方針を定</p>

<p>* 2 ページ目を説明</p>	<p>めるものが「処理基本計画」になります。</p> <p>なお、処理計画の根拠法令に関しましては、1ページの下段から2ページの上段にかけて掲載してありますので、ご参照ください。</p> <p>では、次の2ページ目の中段をご覧ください。</p> <p>そちらの図にもあるように、瑞穂町の一般廃棄物処理基本計画は、昭和52年3月に策定された、「クリーンみずほ計画（瑞穂町廃棄物処理基本計画）」をはじめとして、平成6年3月には「瑞穂町一般廃棄物処理基本計画」が、またリサイクルプラザの更新を契機として平成12年3月には「瑞穂町一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」が策定され、現在に至っています。</p> <p>この平成12年3月に策定され、現在でも使用されているのが、資料として配布した冊子「瑞穂町一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」です。</p> <p>今回はこちらの内容の詳細についての説明はいたしませんので、今後の審議のご参考にしてください。</p>
<p>* 3 ページ目上段を説明</p>	<p>次の3ページの「2 現一般廃棄物処理基本計画」をご覧ください。</p> <p>ここで、なぜ本年度策定する必要があるのか、について、ご説明いたします。</p> <p>この現計画が策定されてから、10年が経過し、瑞穂町のごみを取り巻く状況は大きく変化しております。</p> <p>にもかかわらず、現計画では、その変化が反映されておられません。</p> <p>その代表的な4点をご紹介します。</p>

まず、一つ目が「処理システムの変更」です。

「処理システム」については、現計画では、12ページから記載してあります。

しかし、その中では、現在行われている、各家庭ごとに収集する「戸別収集方式」を前提とした記載はされておらず、当時行われていた、付近のごみを一か所にあつめて収集する「ステーション方式」を前提とした記載のままになっています。

また、分別の区分や収集回数なども現在とは異なる記載になっています。

次に、二つ目が「中間処理施設の更新」です。

現在の中間処理施設である、「みずほリサイクルプラザ」は平成15年度から稼動しておりますが、こちらの計画では15ページにあるように、平成12年度段階での施設である、「クリーンみずほセンター」を前提とした記載になっています。

そして、三つ目として「最終処分場でのエコセメント化事業の開始」です。

現計画の制定当時には、西多摩衛生組合で焼却した焼却灰は、日の出町の最終処分場に埋立られていましたが、平成18年度より、焼却灰のエコセメント化事業がはじまり、埋立られることがなくなりました。

その、最終処分方法の変更が、現計画の16ページにあるように、今後の計画としてしか反映しておりません。

最後に、4つ目として、「ごみの一部有料化」です。

こちらは、平成16年10月から実施されておりますが、現計画においては、現計画の後半部分にある資料7において、将来像として掲載してある

<p>* 3 ページ目 下段を説明</p>	<p>のみでした。</p> <p>このように、現計画を策定してから、その相違点の修正や、今後のごみ処理に向けて、中・長期的な計画を新たに定めなおす必要があるため、今年度、新たな一般廃棄物処理基本計画を策定したいと考えております。</p> <p>それでは、3 ページの下段の表をご覧ください。計画策定・発表までのスケジュールを表にしたものがこちらになります。</p> <p>先ほど、町長から審議会を代表して会長へ「瑞穂町一般廃棄物処理基本計画について」という諮問が提示されました。</p> <p>今後、この諮問に基づき、審議をしていただくこととなります。</p> <p>なお、基本計画の素案につきましては、現在、事務局にて作成中です。</p> <p>2 回目の審議会のお知らせの通知と一緒に、委員のみなさまには素案をお送りいたしまして、以降の審議に備えていただく予定です。</p> <p>ある程度の審議を終えた段階で、原案として、委員のみなさまの同意が得られれば、会長より町長へ本案を添えて、答申をすることとなります。</p> <p>答申後は、住民のみなさまなどへ、本案についての意見を公募することとなります。</p> <p>その意見等を受け、町議会議員の方へ説明を経た後、新計画として公表することとなります。</p> <p>議題（４）についての、事務局の説明は以上で</p>
---------------------------	---

<p>(鳥海会長)</p> <p>(質疑応答)</p> <p>(坂内委員)</p> <p>(事務局)</p>	<p>す。</p> <p>事務局による説明は終了しました。これより各委員のご意見・ご質問等をお受けします。</p> <p>減量ということあげてあるが、目標などは設定されているのか。</p> <p>お配りした冊子の現計画のP. 18・19をご覧ください。こちらに、3つの目標があげてあります。ただし、この目標は平成12年度現在に策定されたものなので、今後の目標をこの新しい計画で定めることとなります。</p>
<p>議題(5)</p> <p>その他</p>	
<p>(会議内容)</p>	
<p>(鳥海会長)</p> <p>(事務局)</p> <p>(鳥海会長)</p> <p>(意見)</p> <p>(各委員)</p> <p>(鳥海会長)</p>	<p>議題(5)について、事務局何かありますか。</p> <p><今後の事務手続き・スケジュール等のご案内></p> <p>最後に、全体を通じて、委員の方で何かご意見のある方はいらっしゃいますか。</p> <p>特になし。</p> <p>以上をもちまして、次第「4 議題」に関する審議が終了いたしました。ありがとうございました。</p>